　　　さいたま市野球連盟連合会大宮野球連盟審判部規約

1. 総則
   1. 本審判部は、さいたま市野球連盟連合会大宮野球連盟に属し、事務所をさいたま市内に置く。

第2章　　組織及び資格

1. （組織）

本審判部は、連盟登録審判員をもって組織する。

（資格）

本連盟審判員の資格は本連盟審判員を希望し、登録された者。

会員の登録は毎年更新し、更新手続き完了とともにその年度の会員資格を得たも

のとする。

　　 　（資格の喪失）

本連盟審判員は前条の定める外、次の事項の一つに該当するときは、その資格を

失う。

(1)　本連盟及び本審判部の目的遂行に当たり審判員として不適格と本審判部が

　認めたとき。

　　　 (2)　自ら脱退の意思を表明したとき。

1. 目的及び事業
2. 本審判部は、連盟の事業遂行及び部員の親睦をはかり併せて知識の研鑽、技術の向上を計ることを目的とし、次の事業を行う。
   1. ルールの研究及び技術の向上に関する事。
   2. 部員相互の経験発表及び伝達に関すること。
   3. その他審判部に必要なこと。
3. 運営
4. 本審判部は運営のため、次の機関を置く。
   1. 部会
   2. 運営委員会
5. 本審判部の部会及び運営委員会は必要の都度審判部長が召集する。
6. 本審判部に次の役員を置く。
   1. 審判部長　　　　　　　　1名
   2. 副審判部長　　　　　　　若干名
   3. 運営委員　　　　　　　　若干名
   4. 技術委員　　　　　　　　若干名
   5. 会計（事務局）　　　　　１名
   6. 監事　　　　　　　　　　１名

第７条　　審判部長は本会を代表し会務を統括する。

1. 副審判部長は審判部長を補佐し、審判部長事故あるときはこれを代行する。
2. 技術委員は審判部（員）の要請に応じ、審判技術についてアドバイスを行う。
3. 会計は本審判部の会計及び会議を掌理する。
4. 監事は年1回会計監査をし、報告する。
5. 役員は部会において互選とし、任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

２　欠員を生じ補充選出された役員の任期は前任者の残任期間とする

1. 会計

第13条　本審判部の会計は部費及びその他の収入をもって充てる

　　　　２　部員は部費として年額5,000円を毎年3月末までに会計に納入する。

但し、必要に応じて臨時に部費を徴収することができる。

　　　　　３　部費は、会員相互の親睦並びに研修会等に必要な経費と弔慰金に充てる。

　　　　　４　事務局は部会において会計報告を行う。

　　　　　５　会計年度は、１月１日から始まり１２月３１日に終わる。

第14条　部員の冠婚葬祭、疾病、その他に関しては別に定める内規によって支給する。

２　その他必要により、部会で決定する。

３　急を要する支給については正副部長の協議による事とし、事後報告承認とする。

第14条1項の内規

１　　会員より報告のあった慶弔費は次によることとする。

（ア）会員の結婚の場合　　　　　　　　　　　　　　　10,000円

（イ）会員死亡の場合　　　　　　　　　　　　　　　　20,000円と花輪１基

（ウ）配偶者死亡の場合　　　　　　　　　　　　　　　10,000円と花輪1基

（エ）父母死亡の場合（実父母及び同居の父母に限る）　10,000円と花輪1基

２　　疾病については次によることとする。

（ア）会員の病気入院（1週間以上）　　　　　　　　　10,000円

第15条　本規約に定めのない事項は必要の都度審判部長が部会に諮りこれを定める。

1. 規約の改廃

第16条　本審判部の規約の改廃については、役員会において議事を決定し、部会の　　　　　　　　承認を得る事とする。

（部会出席者の過半数の同意にて承認決定）

　　附則

　この規約は昭和５３年1月1日から施行する。

　この規約は平成１３年５月1日から施行する。

　この規約は平成１５年４月1日から施行する。

　この規約は平成２０年３月１日から施行する。

　この規約は令和５年９月９日から施行する。